

# 「ノウフク・アワード2024」実施要領

## 1 趣旨

近年、農林水産分野と福祉分野が連携して、双方が「Win-Win」の関係や地域社会にとって様々な価値を生み出す関係性を構築し、障害者をはじめとする多様な人材が農林水産業で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組が拡大しており、担い手不足や高齢化が進む農林水産業において、働き手の確保や地域農業の維持・発展につながるとともに、共生社会の実現にも貢献することが期待されている。

こうした農福連携を全国的に広く展開させ、各地域において定着させていくことを目的に、2020年度から農福連携に取り組んでいる優良な事例を発掘・表彰するノウフク・アワードを実施しており、今年度においてもノウフク・アワード2024(以下「アワード」として実施し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るとともに、国民的運動として推進していく。

アワードは、全国で農福連携に取り組んでいる団体や個人(以下「団体等」)を募集し、農福連携の素晴らしさを発信する優れた取組を表彰するものであり、こうした表彰を通じて、国民的運動として農福連携の機運を高め、全国的な展開に資することを目的とする。

## 2 実施主体

このアワードは、農福連携等応援コンソーシアム(以下「コンソーシアム」)が実施する。

## 3 応募について

### (1)募集する取組

地域において、農林水産業で障害者等\*の多様な能力が発揮され、農林水産分野、福祉分野が抱える様々な課題の解決の実現はもちろんのこと、障害者等の社会参画の実現、地域農業の維持・発展、更には地域活性化にも貢献している次の①から⑩のような取組を行っている団体等を応募の対象とする。

「注」 \*障害者等には、高齢者や生活困窮者、犯罪をした者、ひきこもりの状態にある者等の生きづらさを抱える多様な人々を含む。

- ①農業経営体が障害者等を直接雇用している取組
- ②社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所が自ら農業を行う取組、又は自ら生産した農産物等を使って加工食品の製造を行う取組
- ③社会福祉法人等が農業法人を設立し、当該農業法人において障害者等が農業を行う取組
- ④農業法人が障害福祉サービス事業所を設立し、当該事業所の障害者等がその農業法人の農場等で農業を行う取組
- ⑤農業経営体と障害福祉サービス事業所が農作業に関する請負契約を締結して、障害者等が施設外就労で農作業等を行う取組
- ⑥地域内又は近隣の市町村等の農業経営体や障害福祉サービス事業所と連携して、これらから農産物等を仕入れて、障害福祉サービス事業所等が加工食品の製造を行う取組
- ⑦企業や協同組合などが自ら、又は特例子会社を設置して障害者等を雇用し、農業を行う取組

- ⑧地域協議会、NPO法人、協同組合等による、地域の農福連携等の需給状況の把握や年間を通じた農作業の創出、マッチング、地域の農業の特性を踏まえた農作業の受委託のルールづくり、農福連携等の取組主体の拡大に向けた体験会の開催、人材育成等の役割を整理・周知等の取組
- ⑨地方公共団体等が支援して農福連携を行っている取組
- ⑩その他、地域における農福連携の定着に向けた取組、障害者等の農林水産分野での活躍を見据えた取組、ユニバーサル農園の取組、特別支援学校等教育機関での取組、高齢者施設、矯正施設や更生保護施設での取組、生活介護や放課後等デイサービスなど福の広がりに関する取組等、未来につながる取組

## (2) 応募資格

「(1)募集する取組」に該当する取組を行っている団体等(過去のアワードでグランプリに選定された団体等を除く)。

なお、応募の際は、自薦、他薦は問わない。

## (3) 応募方法

アワードに応募しようとする団体等は、以下の「ノウフク・アワード2024応募サイト」から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、募集期間中に当該サイト内のエントリーページへ応募用紙のアップロードを行う。

ノウフク・アワード2024応募サイト URL : <https://noufuku.jp/award/award2024>

## (4) 募集期間

令和6年7月26日(金)から令和6年9月30日(月)まで

## 5 アワードの審査・決定

- (1) 各賞の選定を適正かつ円滑に選定するため、「ノウフク・アワード審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- (2) 審査委員会の委員は、コンソーシアムが委嘱する。
- (3) 審査委員会の長(以下「審査委員長」)は、委員の互選によりこれを定める。
- (4) 審査委員会は、別添1～5の「ノウフク・アワード2024審査基準」(以下「審査基準」)に基づき、応募用紙等によって審査を実施し、6に定める各賞について受賞団体等を選定する。
- (5) 審査委員会の内容は非公開とする。
- (6) その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

## 6 選定方法

応募用紙の記載内容に基づき、審査委員会において、審査基準に基づき 90 点満点で評価し、各賞の選定を行う。なお、応募用紙の一部の項目において、字数制限を著しく超過した場合は減点対象となる。

### (1) グランプリ

今回のアワードで優秀賞に選定されたもの及びこれまでのアワードにおいて優秀賞以上(グランプリを除く)を受賞し、かつ、今回のアワードにおいても応募があったものの中から最も優れた取組を選定する。

### (2) 準グランプリ

今回のアワードで優秀賞に選定されたものの中から審査基準における「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」のそれぞれの領域において特に優れているものを各1点選定する。

### (3) 優秀賞

取組主体別に「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」の3つの視点から審査を行い、総合的に優れた取組を数点選定する(ただし、昨年度までに優秀賞以上に選定された団体等は、本年度の優秀賞の選考外とする)。

### (4) フレッシュ賞、チャレンジ賞

優秀賞に達しないが、優良な取組の中から、①取組開始5年以内の団体等についてフレッシュ賞を、②高齢者や生活困窮者等との連携や、水福、林福、地域の伝統産業との連携など、新たな農福連携に取り組んでいる団体等についてチャレンジ賞を各数点選定する。

## 7 結果の公表・通知

各賞の選定結果については、令和7年1月頃に、農林水産省ホームページ等において公表するとともに、受賞者に対しては、受賞された旨の通知を併せて行う。

## 8 表彰式の開催及び附随イベントの実施

(1) 表彰式は、各賞に選定された団体等を招いて、令和7年1月頃に、東京都内の会場で開催する。なお、利便性等も考慮し、リモート開催の併用、動画配信による開催など、弾力的な開催に努める。

(2) 表彰式と併せて、受賞者と関係者との間での情報交換会(交流会)、シンポジウム等の実施を検討する。

## 9 表彰事例等の普及その他

(1) 農福連携の取組の拡大に資するため、表彰事例については、コンソーシアム参加団体等を通じてその傘下会員等に周知するとともに、ウェブサイトをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努める。

(2) 応募資料の記載等に虚偽があり、又は選定後に表彰事例としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、表彰を取り消す場合がある。

## 10 応募先・問合せ先

### 【応募先】

URL: <https://noufuku.jp/award/award2024>

### 【問合せ先】

農福連携等応援コンソーシアム事務局(一般社団法人日本基金)

電話番号: 03-5295-0070